## 第44回議会運営委員会会議記録

【 開 催 日 】 平成27年8月27日(木)

【 開 催 場 所 】 第一委員会室

【開会·散会時間】 午後1時33分~午後2時44分

【休憩時間】なし

【出席委員】

委	員	長	大	井	淳 -	- 朗	副	委	員	長	石	田	清	廉
委		員	河	﨑	平	男	委			員	下	瀬	俊	夫
委		員	矢	田	松	夫								

【欠席委員】なし

【委員外議員等】

議	長	尾	Щ	信	義	副	議	長	Ξ.	浦	英	統	
【車茲昌出	度考】			•			•			•			

事 務 局 長	古 川 博 三	事務局次長	清水保
主査兼議事係長	田尾忠久	庶務調査係長	島津克則
庶務調査係主任主事	梅野貴裕	議事係主任主事	原 川 寛 子

## 【付議事項】

- 1 平成27年第3回(9月)定例会に関する事項について
- 2 その他

## 【議事の概要】

- 1 平成27年第3回(9月)定例会に関する事項について
- (1)会期案について
- 9月1日(火)から9月28日(月)までの28日間に決定した。
- (2)議事日程案について
- ・事務局から議事日程案を説明し、了承した。詳細は別添資料のとおり。
- ・下瀬俊夫委員から「臨時会で理科大の定款変更が可決された時点で特別委員会の役割が終わったのではないか」との発言があった。
- ・事務局から「特別委員会は理科大が公立化されるまでで、開学に当たりまだ何点か議会の議決事項がある。 開学に向けての流れなので、この特別委員会で審査する」との発言があった。 (3)所管事務調査報告について
- ・各常任委員会及び議会運営委員会から所管事務調査報告を9月定例会初日の9月1日に行う。
- (4) 人事案件について
- ・申合せにより議案を上程し、提案理由の説明後、休憩し、全員協議会で質疑を行い、再開後採決する。

- ・大井淳一朗委員長から「市長から人事案件については本会議でという話があったが、どうか」と の発言があった。
- 事務局から「執行部から何も話がないので、慣例どおり行う」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「選任方法について本会議質疑はできるのか」との発言があった。
- ・事務局から「人事案件については慣例でしないとなっているので、全協の中で質疑をしていた だきたい」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「本会議場でやらないのは個人的な問題についてと思っていた。公募の有無など基本的な問題については本会議でするべきである。一般質問でやるしかないのか」との発言があった。
- ・事務局から「行政委員等の選任についての考え方は一般質問できる」との発言があった。
- (5)要望書等の取扱いについて
- •14回目の地球社会建設決議陳情書(付託しない)
- ・年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運営に関する意見書(決議)の採択を求める要請書(民生福祉)
- ・外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情(総務文教)
- ・高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望(産業 建設)
- ・2016 年度地方財政確立に向けた地方自治法99条に基づく議会採択の取り組みについて(総 務文教)
- (6)議員提出議案第2号について
- ・事務局から改正条例の概略と立法趣旨、素案について説明した。
- ・下瀬俊夫委員から「保釈されたら支給されるということか」との発言があった。
- ・事務局から「9月1日から保釈されるまでは支給停止だが、保釈されればそれ以降は身柄が拘束されていないので適用外となる」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「公訴が提起されても有罪が確定するまでは基本的に支給されるのか」との発言があった。
- ・事務局から「身柄が拘束されていれば停止するが、在宅起訴など身柄が拘束されていなければ基本的には支給される。身柄が拘束されていなければ議会活動ができるという判断でこのように作った」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「逮捕されて勾留されている間は身柄が拘束されているから不支給になるが、 保釈や在宅起訴の場合は拘束されていないので支給対象と、何を行ったかではなく拘束の有 無が問題ということか」との発言があった。
- 事務局から「そのような解釈となる」との発言があった。
- ・大井淳一朗委員長から「保釈された場合は一時差止めの対象外だが、有罪判決が確定した場合は支給した分は返納するということか」との発言があった。
- 事務局から「拘束されていない状況なので返納しない」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「報酬支給日以後に逮捕された場合、月末までの報酬について本来渡すべきではないものなので請求権だけは確保するということか」との発言があった。
- ・事務局から「有罪になった場合、本来支払ってはいけない部分も支払っているのでその部分を 返納しなさいということである。そういう事案があれば返納の手続を取る」との発言があった。

- ・下瀬俊夫委員から「議員報酬は生活給であるという側面もある。 家族から報酬がないと生活ができないという請求があったときに対抗できるのか」との発言があった。
- ・事務局から「報酬は生活給という考え方を取っていない。そのような訴訟が出たら受けざるを得ない」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「無罪判決が確定したときというのは、控訴されて継続する場合は取消しに は当たらないのか」との発言があった。
- ・事務局から「無罪判決が確定するまでなので差止めの状態になる。最高裁までいけば刑が確 定してないという状態が続くので、勾留されていれば差止めということになる」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「在宅起訴でずっと裁判した場合は支給されるということか」との発言があった。
- ・事務局から「そのとおり理解していただければ」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「有罪が確定したら逮捕勾留期間中だけの不支給が確定するということで、 ちょっと矛盾を感じる」との発言があった。
- ・大井淳一朗委員長から「罪証隠滅のおそれがないということで保釈されれば、支給されるということになる。ここを止めると問題があるのだと思う」との発言があった。
- ・事務局から「補足説明として刑事事件の有罪判決が確定したことにより、議員が失職するということではない。議員失職にかかわらず議員が刑事事件を起こし身柄を拘束されて議員活動ができない場合の報酬というところで限定している」との発言があった。
- ・大井淳一朗委員長から「執行猶予は選挙権は剥奪されないが」との発言があった。
- ・事務局から「執行猶予になれば失職しないが、有罪判決なので一時差止めの部分は支払わないことになる」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「今の話は執行猶予期間のことか」との発言があった。
- ・事務局から「執行猶予で議員活動はできるので支給する。それ以前の拘束されている部分である」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「期末手当について当該期間というだけで計算できるのか」との発言があった。
- ・事務局から「6か月の期間率で計算される。職員の期末手当と同様の考え方となる」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「一時差止め処分は旧条例では『できる』規定だった。今回『差し止める』となっているが違いは何か」との発言があった。
- ・事務局から「旧条例の立法趣旨は分からないが、今回他市と同様の表現にした」との発言があった。
- ・大井淳一朗委員長から「経過措置について8月分報酬について不遡及だから返納の請求権もないということでいいか」との発言があった。
- ・事務局から「請求権はない。9月以前のものについては支給停止等について適用する条文はない」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「無会派の議員に対しての周知は」との発言があった。
- ・事務局から「この条例案について全会一致で副議長提案で、本会議での質疑もなく通していただきたい。 議運決定事項ということで全協で説明するが、時間の制約もあるので当日ではなく、前日全協を開いて質疑を受けたい」との発言があった。

- ・大井淳一朗委員長から「会派の皆さんにあらかじめ説明し、疑問点を洗い出しておいてほしい」との発言があった。
- ・河崎平男委員から「執行部とあらかじめ調整するのか」との発言があった。
- ・事務局から「議員報酬の支払権者は市長になっているので、この議運で決定されたら執行部 に申し述べる」との発言があった。

## 2 その他

- ・下瀬俊夫委員から「議運の視察を検証し、議会としてどう生かしていくかといった議論が必要である」との発言があった。
- ・大井淳一朗委員長から「芽室町では議員全員が議会基本条例を評価するということがあったので、全議員が議会改革についての意思統一を図るために全体的な議論をしていきたい」との発言があった。

平成27年(2015年)8月27日

議会運営委員会委員長 大井 淳一朗